

令和3年2月12日
東日本高速道路株式会社

競争参加資格停止措置について

1. 競争参加資格停止措置業者名及び住所並びに措置期間、措置対象地域

清水建設（株） 東京都中央区京橋2-16-1

（株）熊谷組 東京都新宿区津久戸町2-1

東急建設（株） 東京都渋谷区渋谷1-16-14

（株）竹中土木 東京都江東区新砂1-1-1

（株）鴻池組 大阪市中央区北久宝寺町3-6-1

令和3年2月12日～令和3年3月25日（1ヶ月2週）

地域3（関東支社が所掌する区域）

において東日本高速道路株式会社の機関の所掌に係る工事等の発注

2. 事実概要

当該有資格者は、関東支社発注の「東京外かく環状道路 本線トンネル（南行）大泉南工事」において、令和3年1月5日、工事用資材を搬送中、部材を本線上に脱落させ、一般車両2台を損傷させるという安全管理措置の不適切による公衆損害事故を発生させた。

3. 競争参加資格停止措置理由

上記（2. 事実概要）のこととは、「競争参加資格停止等事務処理要領（平成18年8月7日東高契第269号）」別表第1第5号に該当する。

競争参加資格停止等事務処理要領 別表第1

措置要件	地域及び期間
(安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故) 5 会社の発注に係る工事等の施行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害（軽微なものを除く。）を与えたと認められるとき。	発生地域について当該認定をした日から1月以上6月以内

○問い合わせ： 東日本高速道路株式会社 総務・経理本部 経理財務部 調達企画課
以上